

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条（平成 24 年 4 月 1 日改正）により

	対象疾患	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がコロナウイルス属、SARS コロナウイルス属であるものに限る） 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで 左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条七項から九項に限定する「新型インフルエンザ感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1をのぞく) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核・髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで ----- 特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで ----- 解熱した後3日を経過するまで ----- 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹れが発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで ----- 発疹が消失するまで ----- すべての発疹がか皮化するまで ----- 主要症状が消退した後2日を経過するまで ----- 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 （伝染性紅斑、手足口病、溶連菌感染症 ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症等）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

